

平成14年度環境省政策評価実施計画

平成14年4月 1日
環 境 省

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)第7条第1項の規定に基づき、平成14年度における事後評価の実施に関する計画として、平成14年度環境省政策評価実施計画を下記のとおり定める。

記

．法第7条2項1号に該当する政策

1．対象とする政策

環境省が行うすべての政策を対象に、共通の目標を有する事業のまとまりを単位として評価を実施する。

具体的には、別に定める「環境省政策体系」に掲げる「施策」を対象とする。

2．実施の方法

施策の主管課・室は、事務事業担当課室等と協力しつつ、平成15年度の重点施策の企画立案に先立って事後評価を実施し、その結果を別添様式による事後評価シートに記述して、政策評価広報課に提出する。

施策の主管課・室は、当該施策の目標の達成状況を把握し、有効性の観点のほか、効率性その他必要な観点から評価を行い、記述する。

その際、当該施策の下に位置づけられる事務事業の効果についても明らかにする。

なお、事後評価シートは、できるだけ具体的に記載するものとし、その中で評価の際に使用した仮定、外部要因等についても明らかにする。

政策評価広報課は、事後評価書の案を作成し、政策評価委員会の意見を求める。その上で国民の意見を求め、事後評価書として公表する。

評価の結果は、平成15年度の重点施策の企画立案において活用する。

政策評価広報課は、評価結果の政策への反映について、必要に応じて関係課室に対して意見を述べる。

事後評価シート

主管課・室長：

施策名	
施策の概要	
目標 及び 指標 (参考 指標)	
目標の達成状況	
評価	
今後の課題	
政策効果把握の手法及び関連資料	
添付資料 (別紙)	

(別紙)

事務事業評価シート

施策名		
事務事業名	効果 及び 評価	主な関連予算事項、税制等